

様

印

措 置 命 令 書

所在地

名 称

用 途 (消防法施行令別表第1 () 項)

構造・規模

上記対象物において は、 と認めるので、
消防法第5条の3第1項の規定により次の措置をとるべきことを命令します。

なお、この命令に従わない場合は、消防法第5条の2第1項の規定により使用停止等の行政処分又は消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがあります。

記

1 命令事項

2 履行期限 年 月 日まで

教示

- この命令に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に に対して審査請求をすることができます。
- この命令については、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日 本命令書を確かに受領しました。	
受領者住所	
氏 名	